

■報告第8号 平成 27 年度四万十町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告 について

【要旨】

平成 27 年度四万十町水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により「平成 27 年度四万十町水道事業会計予算繰越計画書」をもって報告を受けたので、これを議会に報告するものです。

【根拠法令抜粋】

地方公営企業法

(予算の繰越)

第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 省略

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。